

発議第7号

令和8年9月25日

木津川市議会議長 柴田 はすみ 様

提出者	木津川市議会議員	高岡 伸行
賛成者	木津川市議会議員	倉 克 伊
賛成者	木津川市議会議員	福井 平和

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における
取扱事務の変更に対する附帯決議について

上記の附帯決議を、木津川市議会会議規則第14条第1項の規定により、
別紙のとおり提出します。

木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における
取扱事務の変更に対する附帯決議（案）

木津川市発足後、山城支所は、山城地域における行政サービスの拠点として、重要な役割を担ってきた。しかし、行政手続きのデジタル化やコンビニ交付サービスの普及等により、窓口利用者は減少しており、施設の運営や維持管理のあり方について、見直しを行う時期を迎えている。

一方で、高齢者をはじめとする地域住民にとって、身近な行政サービスを確保することは、極めて重要であり、地域の実情に応じた新たな活用方法を検討する必要があると考える。

以上のことから、木津川市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定における取扱事務の変更による山城町郵便局への業務移行後においても、地域住民が戸惑うことなく安心してサービスを受けられる様、以下の事項を求める。

記

- 1 地域住民に対し、必要に応じて説明会の開催や、広報紙、ホームページ等を活用し、制度変更の内容について、丁寧かつ十分な周知、説明を行うこと。
- 2 業務移行後、暫定的に職員を配置するなど、利用者が安心して相談・手続きができる支援体制を確保すること。
- 3 業務移行後の利用状況や、住民からの意見・要望を把握し、必要に応じて運営方法の改善を図ること。

以上、決議する。

令和8年9月25日

木津川市議会